リフォーム紛争解決センター

専用の相談窓口を設置し、利用者からのリフォームに関する苦情・相談に対応する**『リフォーム紛争解決センター』**を運営しています。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

リフォーム紛争解決センターでは一般のお客様からのご相談も受け付けておりますので、リフォーム工事の契約時に『消費者相談窓口』としてリフォーム紛争解決センターの名称とメールアドレスを契約書に記載することを推奨しております。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

リフォーム紛争解決センターへのご相談はメールにて下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

【リフォーム紛争解決センター】 kaiketsu@y-reform.or.jp

<注意事項>

本サービスは、お客様との和解をお約束できるものではありません。

交渉でまとまらない場合は裁判手続きになる場合がありますので、その際はご自身で弁護士等の段取りが必要です。

弁護士の紹介を希望する場合は、**優良リフォーム支援協会**（info@y-reform.or.jp）までお問い合わせください。